

益田市自転車活用推進事業補助金について

1. 目的

益田市自転車活用推進計画の施策を推進し、地域の活性化に寄与するため、民間団体等の実施する自転車活用推進に関する事業に対して支援を行う。

2. 内容

(1) 募集事業（別添：募集要項参照）

令和4年度は、益田市自転車活用推進計画に掲げる施策より2つの施策を重点的に推進していくこととし、次の内容で募集を行った。

- ・自転車に親しむ機会の創出（重点施策）
- ・市民生活における自転車の安全な利用、安全利用教育の推進（重点施策）

(2) 補助対象事業者

個人事業主又は法人その他団体

(3) 補助金額等

- ・上限15万円（備品購入費は1品あたり3万円まで）
- ・補助率

営利団体等	75/100
（益田市サイクリストサポート企業	85/100）
非営利団体等	100/100

※いずれの団体も備品購入費のみ50/100

(4) 募集期間

一次募集：6月1日（水）～6月30日（木）

二次募集：7月20日（水）～9月30日（金）

（情報発信）

- ・市HP掲載
- ・Facebook及びInstagram投稿（旧五輪キャンプ誘致推進課アカウント）
- ・告知端末放送

（情報提供）

- ・令和3年度益田市自転車活用推進委員（メールにて情報提供可能な方のみ）
- ・益田市東京オリンピック・パラリンピック自転車競技キャンプ推進実行委員会
- ・公民館長連絡会
- ・市役所職員に向けての情報提供（デスクネット）

令和4年度益田市自転車活用推進事業補助金 募集要項

1. 趣旨

この補助金は、益田市自転車活用推進計画に掲げる施策を推進し、地域の活性化に寄与するため、民間団体等の実施する自転車活用推進に関する事業に対して支援するものです。

2. 募集事業の内容

令和2年6月に策定した益田市自転車活用推進計画に基づく基本方針・施策のうち次の施策に該当する事業。

①自転車に親しむ機会の創出

例) 自転車教室の開催、健康を目的としたサイクリイベント等

②市民生活における自転車の安全な利用、安全利用教育の促進

例) 交通安全教室の実施等

3. 補助対象事業者

個人事業主又は法人その他の団体であって、次のいずれも満たす者。

- ①補助金を活用して行う事業が市内を拠点に開催されるもの。
- ②宗教活動、政治活動又は選挙運動を行うものでないこと。
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団等」という。)でないこと。
- ④暴力団等と密接な関係を有する者又は団体でないこと。
- ⑤市税(法人以外の団体の場合は、当該団体の代表者の市税)の滞納がないこと。
- ⑥公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある等の理由により補助金を交付することが不適当と認められるものでないこと。
- ⑦国又は地方公共団体でないこと。

4. 補助金額

(1)補助金額

下表に掲げる補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

補助対象経費の区分	営利団体等 (営利を目的に事業を行っている 団体又は個人事業主)	非営利団体等 (営利団体等以外)
備品購入費以外の経費 (委託料、謝金・費用弁償、 材料費及び消耗品費、通信 運搬費、使用料及び借り上 げ料、印刷製本費、広告費、	100分の75 (益田市サイクリストサポート企業の登 録を受けている場合、100分の85) 「益田市サイクリストサポート企業」	100分の100

その他事業に必要と認められる経費)	益田市サイクリストサポート企業登録制度実施要綱（平成29年益田市告示第212号）第2条に規定する益田市サイクリストサポート企業。	
備品購入費 （性質及び形状を変えることなく比較的長期（2年以上）の使用又は保存に耐えるもので、1品の購入価格が1万円以上の物品）	100分の50	100分の50

※経常的な運営経費と食糧費は対象外です。

※汎用性の高い備品は対象外です。

※補助対象経費に係る消費税及び地方消費税は対象外です。

(2)補助上限

補助対象経費 15万円

※参加料等収入が発生する場合は、事業費から収入を引いた額と補助上限を比較し、低い方の額が補助上限となります。

※補助対象経費のうち備品購入費については1件あたり3万円が上限となります。

例) 1件7万円の備品を2個購入する場合

$70,000 \text{円} \times 50/100 \text{ (補助率)} = 35,000 \text{円}$

⇒上限3万円を超えるため、3万円が補助上限

$30,000 \text{円} \times 2 \text{個} = 60,000 \text{円}$ を補助申請できます。

5. 事業実施期間

補助金交付決定日から令和5年2月28日まで

※交付決定日以前に発生した経費については補助対象外です。

6. スケジュール

一次募集：6月1日（水）～6月30日（木）

二次募集：7月20日（水）～9月30日（金）

審査：申請受付後随時審査を行います。

※予算に達し次第受付を終了します。

7. 応募方法

当補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を益田市産業経済部観光交流課まで提出してください。（様式を含む補助金交付要綱は、ホームページに掲載します。）

8. その他

- ・申請のあった事業については、必要に応じて個別にヒアリングや追加資料の提出を依頼する場合があります。
- ・採択事業については、ホームページ等で広く公表する場合があります。

9. お問い合わせ先

益田市産業経済部観光交流課

TEL：0856-31-0106 FAX：0856-23-4655

Mail：kouryu@city.masuda.lg.jp